

議案第 8 号

村条例の適用に関する条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和廿八年拾月拾六日

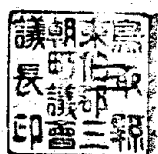
議決

三朝町議会議長

天

野

廉



全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

- 管理土地使用料条例
- 河川水路灌渠等使用料条例
- 手数料条例
- 予防母種手数料金徴収条例
- 使用料手数料其の他諸収入金督促手数料条例
- 保育所条例
- 保育料条例
- 議会議員等給与条例
- 固定資産評価審査委員会条例
- 火災予防条例
- 危険物取締条例
- 映画上映に関する条例
- 消防団員公務災害補償条例
- 消防費じゅつ金条例
- 監査委員条例
- 教育委員会委員の報酬及び費用辨償条例
- 教育長の給与等に関する条例
- 学校職員の仕事に専念する義務の特例に関する条例
- 学校職員団体の業務に専ら従事する職員に関する条例
- 学校職員の服務の監督に関する条例
- 学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全

学校職員の分限に関する手續及び効果に関する条例
 三朝村管住宅設置条例
 三朝村管住宅管理条例
 各村税条例

第二條 旧村条例中村長とあるを町長、三朝村並三徳村、小鹿村、旭村、竹田村を三朝町と夫々競替
 えるものとする

第三條 この条例は第二條の旧村条例と名称を同じくする条例の夫々が制定施行されるまでの間効力を有する

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 村条例の適用に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第三号）は廃止する